#### 平成18年度 第9回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時 平成18年12月15日(金) 午後1時30分から4時00分まで
- 2 場 所千葉県庁 本庁舎5階 大会議室
- 3 出席者

委員会:瀧委員長、石黒副委員長

岡本委員、横山委員、鈴木委員、杉田委員、山下委員、岩瀬委員、大野委員、

柳澤委員、寺田委員、田畑委員、桝潟委員、鍋島委員、内山委員

事務局:鈴木次長、鈴木副課長

松澤室長、大竹主幹、八木主幹、松田主査、三田副主査、坂元主任技師

傍聴人数:10名

# 4 事 案

- (1)一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(大栄~横芝)建設事業に係る環境影響評価準備書について(答申案)
- (2)その他
- 5 議事の概要
  - (1)一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(大栄~横芝)建設事業に係る環境影響評価準備書について(答申案) 別紙1のとおり
  - (2) その他

# 【資料】

- 1 会議次第
- 2 手続経緯等
- 3 答申関係

#### 【別紙1】

一般国道 468 号首都圏中央連絡自動車道(大栄~横芝)に係る環境影響評価準備書について(再検討)

(1)議事開始:事務局において資料確認の後、委員長により議事進行

(2)事務局説明:当該事案に係る事業者からの追加資料、手続経緯、検討結果、答申案 等について、資料により説明

### (3)質疑等

委員: セイタカアワダチソウ群落についてだが、重要種の位置がずれていると思う。 セイタカアワダチソウ群落の中に重要種が生育していることが考えられる場合 が二通りある。一つは、セイタカアワダチソウ群落の中に多く生育しているテリハノイバラのように、多感作用に耐えられる性質がある場合である。普通の 植物はたいてい消えていってしまう。

もう一つは、そういう耐性を持っているとしたうえで、セイタカアワダチソウ群落が作り出している環境が、その重要種の本来の生育環境と似ているという場合である。

そういう条件でなければ、やはり位置がずれている可能性が高いと思う。 答申案の文面について、「その群落に含まれる重要植物が本来生育する環境 との類似性なども考慮し」という文言を加えてみてはどうか。

それから、道路が通過する予定のところには、動物も植物も多くの重要種が確認されている。道路を造る際の自然環境への影響とは別に、供用段階でロードキルの影響を受ける動物がいた場合、その影響は累積していくことになる。その原因の一つが道路照明である。現在の道路照明は、路面に直接光が当たる方法が普通であるが、そこに周辺から誘引された昆虫類が路面に落ちて轢かれていく。それが毎日続くと、相当な間引き数となり生態系に影響していく。感覚的にしかわからないが、道路ができた当初に轢かれる昆虫の数は非常に多い。それが年を追うごとに減っていき、やがてほとんど轢かれなくなる。これは、道路照明と通行車両によって大量の昆虫が死んでいることの証拠である。この地域はかなり特記されるような地域であるので、道路照明と結びついたロードキルについて、地域動物相への影響の実態を明らかにするためのモニタリングを実施してほしい。道路照明への誘引を調べるには、あまり開発が進んでいない場所がいいので、そういう地点を選んで行ってほしい。これは、ほかの重要種、猛禽類などにも間接的に影響してくる、生態系的な問題である。

委員長: まず植物についてはどうか。

委員: この問題は委員会でも再三取り上げ、先日は事業者と調査会社から直接考え を聞いたところであるが、結局、こちらの聞きたいことと向こうの説明がかみ 合わなかった。

> 答申案のイは、こちらの言いたいことが書かれている。ウは特にセイタカア ワダチソウという群落を取り上げたことについての意見であるが、今の委員の 話は、群落の中に含まれている種が適切なものかどうか、ということであった と思うが、それはほかの群落にも言えることである。したがって、イに含める 内容かと思う。

**委員長: 先ほどの意見については、答申に盛り込むべき内容か。** 

委員: セイタカアワダチソウ群落に固有の重要種はない。環境的に似ているので偶然、そこに生育しているのかもしれないが、ウであらためて言う必要はないだろう。そもそも外来種なので、保護すること自体おかしい。

委 員: 率直な感じとしては、現場で調査した人とデータをまとめて報告書を作った 人が違うのだろう。現場の感覚がまとめる過程で消えてしまうということが、 往々にしてある。

> 重要群落を取り上げた視点は大事だと思うが、取り上げ方が熟していないようである。仮にセイタカアワダチソウ群落に重要種が含まれていたとしたら、 群落としての保全よりは種の保全として扱っても良いと思う。群落として保全 しようとするから問題が残る。

委員: 動物の場合は、セイタカアワダチソウが作る藪が生息環境として適している場合、そこに入り込むが、それは単に理化学的な環境が類似しているだけである。いわゆる生物群集としての重要性とは異なる。

セイタカアワダチソウ群落については、答申案の前に片付けるべき問題であり、ここでは整理してしまっていいと思う。

委員長: では、この内容は指導で構わないと言うことか。

委 員: 再検討してもらえばいいことであり、指導で構わないと思う。

委員: イで言いたいことは尽きるが、もう少し必要な内容をイに補うということであれば、ウは指導にしてもいいと思う。

委員長: それでは、ウは指導とし、イをもう少し検討するということでどうか。

委 員: その方がよいと思う。

事 務 局: 「重要な種の生育が確認された群落について、同種の群落をすべて重要な群落として扱っているが、その群落内に重要な種が生育しているかどうか再確認するとともに、生育が確認された群落のみを重要な群落として扱い・・・」とするのはどうか。

それからウについてだが、準備書ではセイタカアワダチソウ群落を重要な群落として取り扱っている。委員会として、セイタカアワダチソウ群落を重要な群落として扱うことは根本的におかしいという意見であれば、指導とすると弱くなってしまう感じがするので、答申に盛り込んでおいたほうがいいのではないか。

委員: これも再三取り上げたが、重要群落を選定した過程が準備書には記載されていない。選定の方法を記載してほしい、という意味の内容を盛り込みたい。セイタカアワダチソウ群落についても選定の過程が説明されていないので、わかりにくい。

委 員: 猛禽類にとって、アメリカザリガニなども餌動物として重要となる場合があるが、その場合でも重要種としては扱わないであろう。帰化動物を保全の対象 としては見ないはずである。セイタカアワダチソウ群落も同じではないか。

委員: 群落名をセイタカアワダチソウ群落としたために問題となっている部分もある。もし、これが放棄水田群落などであれば印象が違う。セイタカアワダチソウ群落を保全するという意味ではないことは事業者もわかっていると思う。そこに重要種が含まれていると説明しているが、資料を見ても釈然としない。ただ、セイタカアワダチソウ群落を保全すると受け止められると、それは違う。

委員長: セイタカアワダチソウ群落については、保全という意味はないと思われるので、答申よりは指導としたほうがよいと思われる。

委員: セイタカアワダチソウ群落がないと、その重要種がなくなるのか。

委 員: もしそのような種があれば、群落として保全しなければならないが、事業者 の資料を見ると、それも考えにくい。

委員長: セイタカアワダチソウ群落と重要種には、あまり関係がないと思われるので、 確認するよう指導とする、ということである。

委 員: セイタカアワダチソウ群落に重要種があることは確認されているのか。

委員長: あるということは確認されているが、関係性については確認されていない。

委員: 因果関係をもう少し明らかにするように、ということだ。

委 員: 事業者から示された資料では、すべてのセイタカアワダチソウ群落が保全の 対象としなくていいかどうかは不明である。

委 員: 研究レベルではともかくとして、事業を行ううえでは関係性を示す必要はないのではないか。

委 員: 根拠、過程が示されていない。きちんとした説明があれば納得できるのだが。

委 員: 事務局からの提案について、「その群落が外来種であるような場合、選定結果が適切・・・」を加えたらどうか。

委員: 外来種であれば保護対象にはならないのか。

委員: 100 年、200 年の長い年月を経て、個体数が増加し続けることがなく安定し、 生態系の中に完全に落ち着いた状態になったときは、在来種並みの見方が可能 になるかもしれないが、基本的には異なるだろう。現在、増え続けているもの については、外来種として扱い続ける必要があるだろう。セイタカアワダチソ ウについては、明らかに保護すべき対象ではない。

したがって、ウは外して、イに言葉を補えば主旨は生かされると思う。

委 員 長: では、答申案からウを外して、イを検討するということにしたいと思うが、 事務局どうか。

事 務 局: 事業者からの追加資料の中でも、セイタカアワダチソウ群落は重要な群落として選定しないとしていることから、指導でも対応できるかと思う。イについては、委員の言う「外来種であるような場合」を入れると、外来種についてのみの指摘と受け止められる可能性もあることから、文言についてはもう少し検討する必要があると思う。

委員:「保護対象でない群落の場合」などはどうか。スギなども経済林であるので、 環境保全という観点からは同列には扱えない。

委員長: では、事務局で文言を考えておいてもらい、ほかの部分についての意見を伺 いたい。

委員: 先ほどのロードキルの話で、実験的にモニタリングをしたほうがいいという ことであったが、道路に関係なく、照明がない場合とある場合で、どちらが昆 虫の生息に適しているのか。

委 員: 自然状態のほうがよい。

事 務 局: ロードキルの関係だが、事業者の見解としては、通常の走行路線には照明は付けないとなっている。ジャンクションやインターチェンジの特殊部については、照明を付けるという説明が以前あったと記憶しているが、ジャンクション部などについても、ロードキルの調査をさせるべきかどうか伺いたい。

委 員: 開通している圏央道には道路照明があるが、こちらは付けないと言うことか。

委員: 生態系のところの説明で、道路外に光が漏れないような照明器具を設置すること、昆虫の誘因性の少ない照明(紫外線領域の波長の光が少ない)を使用することが記載されている。

委員: 道路照明が付かない形で道路を造った場合、モニタリングを行うことで、現状に近い状態が5年、10年と維持されることの証明になるので、道路と生態系との関係を見るうえで重要なデータになる。

事 務 局: 議事録を確認したところ、委員の質問に対して、事業者から「照明の設置計画については、ジャンクション、インターチェンジ、そういう特殊部のところで計画している。一般部のところでは、いまのところ特に照明等を付ける計画はない。」との回答があった。

委 員: そういうことであれば、ここで実施する必要はないだろう。

委員長: 大気関係はどうか。

委 員: 42年の予測についての意見が盛り込まれているので、特にない。

委員長: 水質関係はどうか。

委 員: 特にない。

委員長: 水文関係はどうか。

委員: 特にない。

委員長: 騒音関係はどうか。

委員: 答申案に盛り込まれているので、問題はない。

委員長: 悪臭関係はどうか。

委員: 悪臭関係では特にないが、全般に関わる事項の「平成42年の計画交通量を 設定した妥当性を明らかにすること。」という文言だが、計画交通量を設定し た妥当性のことか、あるいは平成42年の計画交通量の妥当性のことか。

事 務 局: 準備書では、平成42年のOD表を用いたとしか記載がなく、この交通量が 最大なのかどうかということさえわからないので、平成42年の設定が妥当な のかどうか明らかにするように、ということである。

委員: 意味が取りにくいので、「平成42年の計画交通量の妥当性」あるいは「平 成42年に設定した計画交通量の妥当性」としてはどうか。

事 務 局: なぜ42年を設定したのかということと、42年に設定した交通量が最大交通量として設定されていて妥当なものであるかどうか、という2つを確認する目的でこのような案文とした。

委員: それであれば、このままで問題ない。

委員: 交通量がどのように変わるかについては、平成42年に圏央道が全線できているかどうか、一ヶ所でも開通していなければ変わってくる。それから、外かく環状道路ができているかどうか。できていなければ、圏央道にしわ寄せがくる可能性はある。第二湾岸道についてもいつできるか。つまりネットワークがきちんと完成しない限り、うまく流れない。うまく流れる時点がいつかは誰にもわからない。そこで、とりあえず42年の0Dを使用していると類推される。つまり、何年がどうであるかということについて意見を述べても答えられないので、文言にこだわる必要はないと思う。

委 員 長: 答申の拠り所としては42年ということで、このままでいかがか。

委員: (異議なし)

委員長: 植物関係でほかにはどうか。

委 員: 特にない。

**委 員 長: 動物関係でほかにはどうか。** 

委 員: 特にない。

委員長: 鳥類関係ではどうか。

委 員: 検討結果でオオタカとサシバについて記載されており、その中で、工事でい

なくなった場合も戻ってくるように環境保全を考えるよう加えてあり、それが 答申にも反映されているのでこれで問題ない。

一般鳥類の調査方法については、2回やりとりしているが、同じレベルの話に終始するので、事務局にまかせることとした。

委員長: 生態系関係ではどうか。

委 員: 答申には生態系の項目はないが、指導に入っている。生態系の注目種である オオタカについて、動物の項で多く答申に入っている。生態系の注目種に関し ては、ほかの保全のところでかなり網羅されているので、問題はない。

委員長: 生態系に関係する地下水についてはどうか。

委員: 特にない。

委員長: 景観関係はどうか。

委員: やり残した作業はあるとは思うが、指導で構わないと思う。特に、生態系と 人と自然との触れ合いの場についても盛り込まれているので、いいと思う。

委員長: 触れ合いの場の関係はどうか。

委員: 動植物、自然環境への影響については、環境アセスの考え方に含まれているが、人間の社会活動や日常生活に対しての影響については、アセスの項目に盛り込まれていない。かろうじて、人と自然との触れ合いの場への影響について含まれているだけなので、周辺住民の日常生活への影響についてはいつも気になっているが、なかなかこの仕組みの中では盛り込めないということがある。例えば、道路が建設されることにより、日常利用されている道路が切断されることがないのか、などである。こういうことも入れた方がいいとは思う、という意見である。

委員長: 廃棄物関係はどうか。

委員: 廃棄物関係については、8月18日に意見を述べたところである。盛り込んでほしいとは思うが、時間的に相当先の話なので、その時点で考えてもらえればいいと思う。

委 員 長: 今の触れ合いの場に関係した意見と廃棄物関係の意見については、事務局に お願いしたい。

公衆衛生を含めて、都市計画についてはどうか。

委員: 前文に「良好な自然環境が残された地域であることから、事業の実施に当たっては、事業実施区域周辺を含めた自然環境の保全に十分配慮する必要がある。」とあるが、今の自然環境を100%とすると、90%ぐらいは守るように、とも聞こえるが、これはあたりまえなのだからもっと積極的に「新たに良好な自然環境の創造に努めることが重要である」などと、言うべきである。150%ぐらいにするようなことをここで議論しているつもりであったが、後退している感が否めない。

委 員: 具体的にどういう方法があるのか。以前にもあったが、ヨシ原を再生するという問題で、どうやって人間が手を加えて新たな自然環境を創造するのか、具体的なイメージがわからない。道路を造ることによって自然環境は影響を受けるが、その後にどのように創造するのかというイメージがわからない。第二の土木工事をするのか。

委員: 前回少し話したが、第二の土木工事、農業土木工事をするということもある。 今回の圏央道の周辺には、多くの休耕田や生産放棄田があるが、そういうとこ るは自然が再生していて、先ほどの話にあったセイタカアワダチソウが生えて きたりしている。その放棄田などはばらばらに位置しているので、道路周辺に 集めることもできるのではないか。もっと知恵を集めて県の環境行政に役立ててほしい、ということが言いたいことである。これについては、新たな土木工事は伴わないが、将来的には農政がそういう仕組みを作ってくれればいい。

委 員: 具体的な内容が確認できないのであれば、盛り込まない方が良いと思う。

委員: いくら法面の自然度を高めても実際は、動物にとっては使えない場所になる。 圏央道の他の区間で、そういう場所はあまり手をかけずに道路に隣接した場所 を一括して保全地域にできないか、と聞いたが、まったく相手にされなかった。

委 員 長: 環境の保全や創造については各委員、それぞれ考えを持っていると思う。

委員: 前進する委員会であってほしいと思っている。

委員長: この内容については、別の機会をとらえて議論したいと思う。

先ほどの植物関係について、事務局どうか。

事 務 局: 「重要な種の生育地点を再確認するとともに、本来の生育環境との整合性や 外来生物の観点からも検討したうえで、重要な群落として扱うこと。」ではど

うか。

委員長: 後半部分の、位置、面積に関する部分はどうするのか。

事 務 局: 2つにわけて、もう一つは「重要な群落について、位置、面積等を具体的に

明らかにしたうえで、再度予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講

ずること」でどうか。

委員長: 考える時間をとるためにも、ここで休憩とする。

休憩

\_\_\_\_\_\_

委員長: 議事を再開する。

事務局は修正案を読み上げるよう。

事 務 局: ウのセイタカアワダチソウに関する文は削除した。

イについては2つにわけた。

イとして「重要な種の生育が確認された群落について、重要な種の生育地点を再確認するとともに、本来の生育環境との整合性や外来生物の観点等からも検討したうえで、重要な群落を設定すること。」、新たにウとして「設定した重要な群落について、設定した経緯を示すとともに、位置、面積等を具体的に明らかにしたうえで、再度予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずること。」とした。

委員:「設定した経緯」は「設定経緯」でどうか。

委員長: 「重要な種の生育地点」は「その生育地点」でどうか。

事務局: 「重要な種の生育が確認された群落」が主語であるので、「その」とすると

「群落」を指すことになるので、このままでどうか。

委 員: 2番目の「重要な種」は「重要種」としてはどうか。

委 員 長: イの2番目の「重要な種」を「重要種」、ウは「設定した経緯」を「設定経

緯」とすることで、事務局に修正をお願いする。

この修正内容で答申としてよろしいか。

委 員: (異議なし)

委員長: 以上で本日の審議を終了する。

- 以上 -